

# 避難先での後期高齢者健診の受診について

福島県の一部の市町村では、東日本大震災により他地域に避難している後期高齢者医療制度にご加入の方は、平成23年12月から避難先でも「後期高齢者健診」を受けることができます。

## 1. 対象者

<後期高齢者健診の対象者>

後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で、住民票を異動せず他地域に避難されている方。

市町村名	
	白河市・須賀川市・喜多方市・二本松市・田村市・南相馬市・伊達市 本宮市・桑折町・国見町・川俣町・大玉村・鏡石町・天栄村・下郷町 只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町 湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・西郷村 中島村・矢吹町・棚倉町・埴町・石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町 三春町・小野町・広野町・楢葉町・浪江町・葛尾村・新地町

掲載されていない市町村の中には、独自に健診を実施している市町村もあります。避難元の市町村にお問い合わせ下さい。

## 2. 受診期間

平成24年3月31日まで

## 3. 検査内容

特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査及び血液検査等  
詳細な健診項目(心電図、眼底検査、貧血検査)は医師が必要と認めた時に  
行います。  
市町村で独自に追加している項目やがん検診等は除かれます。

## 4. 受診の流れ

避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をしてください。(電話連絡可)  
この際、受診できる健診実施機関を確認してください。

契約先

(社)全日本病院協会・(財)結核予防会・(社)日本人間ドック学会  
(財)予防医学事業中央会・日本総合健診医学会  
(社)山形県医師会・(社)茨城県医師会・(財)日立メディカルセンター  
(財)茨城県総合健診協会・(社)埼玉県医師会  
(社)福島県医師会・(社)群馬県医師会・(社)神奈川県医師会、  
(社)取手市医師会取手北相馬保健医療センター医師会病院とは今後締結予定です。  
市町村より受診券が送付されます。

受診したい健診実施機関に健診の予約を入れてください。  
予約当日、健診実施機関で健診を受診してください。(受診券を忘れずに！)  
後日、健診実施機関から結果が送付されます。

## 5. 受診時に持っていくもの

受診券 } 健診実施機関窓口へ提示してください。  
保険証 } 健診の自己負担額は、受診券に記載されている金額となります。

## 6. 受診上の注意

受診前日・当日の食事、服薬などについては、受診する健診実施機関に  
お問い合わせください。